

国民健康保険のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

「国民健康保険高齢受給者証」を送付します

70歳から74歳までの人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」(白色)を7月中にお送りします。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい高齢受給者証を国民健康保険証と一緒にご提示ください。

有効期限の過ぎた高齢受給者証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きについて

医療機関の窓口で支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)です。8月以降も必要な人は、8月1日(水)より役場保険医療課で更新の手続きをしてください。

- 持ち物** 保険証、認印、身分証明書、
マイナンバーカードまたは通知カード
※別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です
※身分証明書は顔写真付きのものは1点、ないものは2点必要

有効期限の過ぎた限度額適用認定証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

平成30年度 国保税軽減の所得基準額が改正されます

世帯内の被保険者の所得金額に応じて国保税の均等割、平等割が軽減される所得基準が変わります。

軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得の合計額が・・・	
	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下【変更なし】
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下

平成30年度 国保税納税通知書を7月10日(火)に発送します

7月10日(火)に「国民健康保険税額納税通知書」を発送します。

30年度より、保険税率が改定されました。詳しくは、広報たけとよ4月15日号7ページ「国民健康保険税の課税方式・税率が変わります」をご覧ください。

【国民健康保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください】